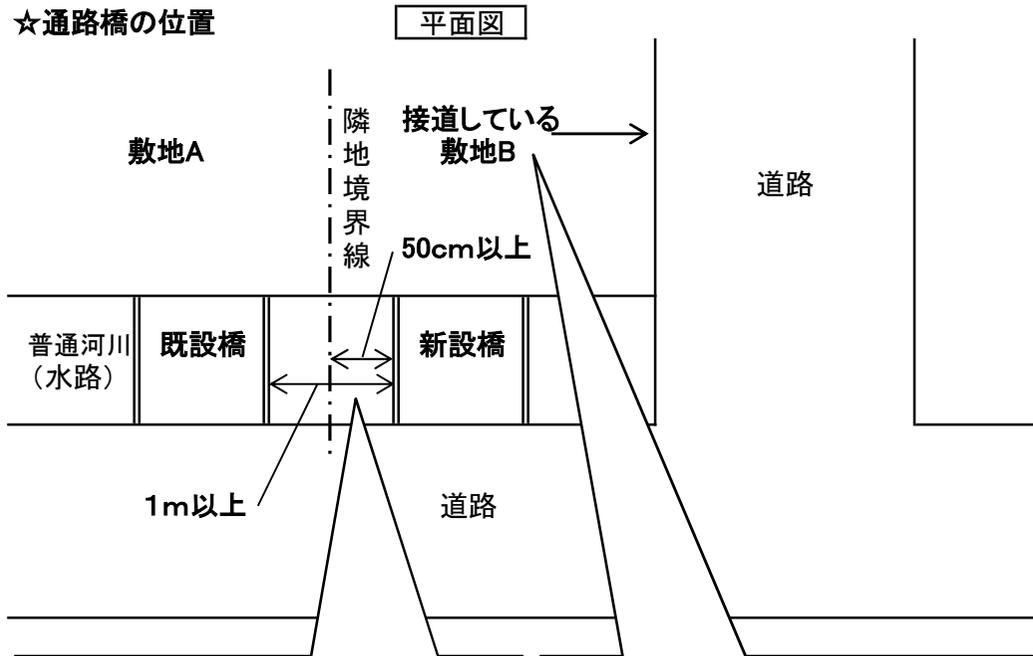


普通河川(水路)に架ける通路橋について

☆通路橋の位置



1. 新設通路橋は隣地境界から50cm以上離して設置すること。
2. 既設橋が隣地境界から50cm未満の位置にある場合は、新設通路橋は既設橋から1m以上離して設置すること。

3. 接道している土地に対して通路橋は原則として架橋できない。ただし、土地の利用上やむを得ない場合は理由書(軌跡図等含む)を添付の上、やむを得ない事由を説明すること。

1. 及び2. の特例事項

土地の利用上やむを得ず、新設通路橋が隣地境界から50cm以上離して設置できない場合は、隣地の承諾を得ること。

☆通路橋の数量(幅)について

占用橋の数量について

原則として、一土地利用形態につき通路橋は一つ。

※土地の利用上やむを得ない場合は理由書(軌跡図等含む)などの参考資料により理由を明示すること。

通路橋の幅について

通路橋のとれる最大幅は水路に接する土地の間口の $1/2$ (地ふくを含む)もしくは、
住居用で最大4.5m(地ふくを除く)、
営業用で最大7.0m(地ふくを除く)のいずれか短いほうとなる。

※土地の利用上やむを得ない場合は理由書(軌跡図等含む)などの参考資料により理由を明示すること。

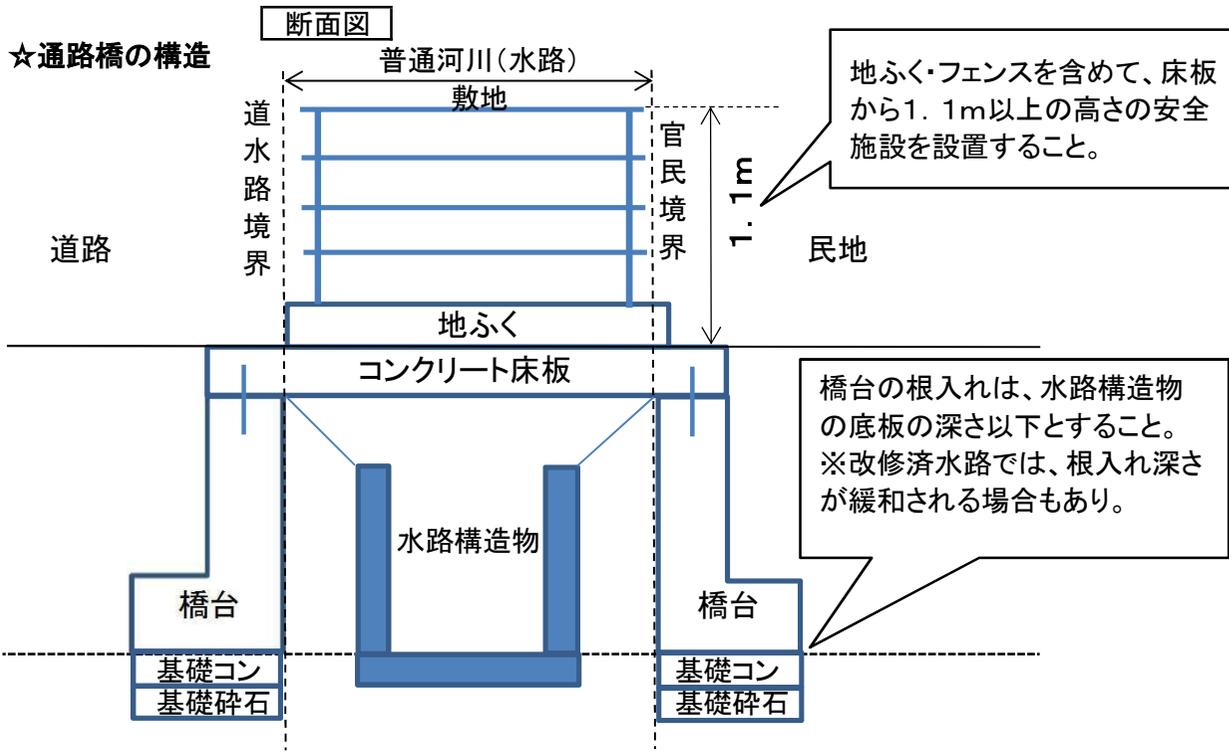
例) 土地の間口が10mの場合

a: 土地の間口の二分の一は5.0m

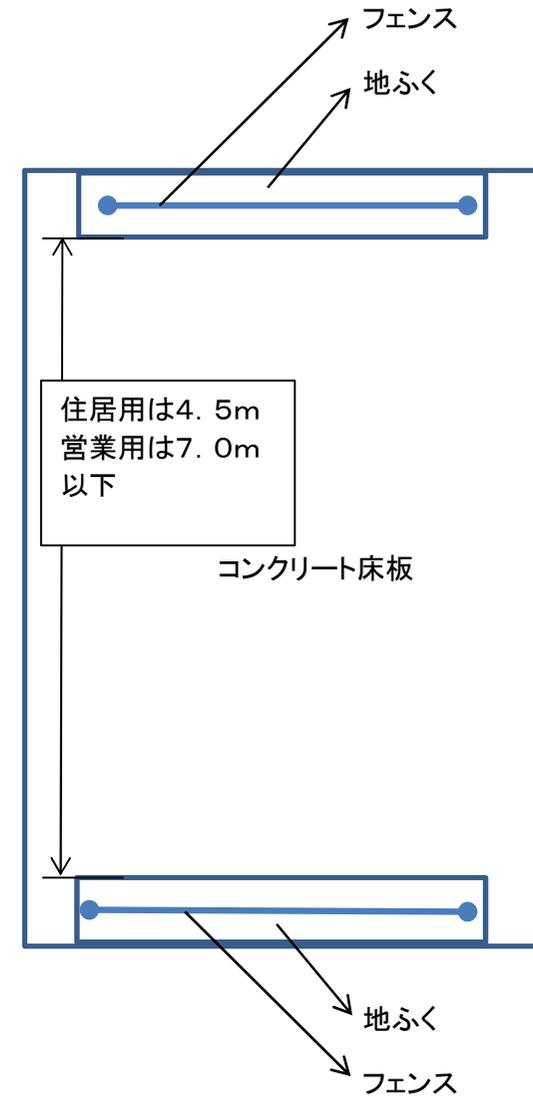
b: 住居用の通路橋の最大幅は4.5m

a、b両者を比較して短い方の4.5m (=b)が通路橋の最大幅となる。

☆通路橋の構造



平面図



☆通路橋の占用料について

占用許可を取って水路上に通路橋を設置する場合、土地の用途・占用面積に応じて水路占用料がかかる。(岐阜市流水占用料等徴収条例)

住居用(個人住宅、自家用車庫等)・・・占用面積1㎡あたり年間**400円**

営業用(店舗・事業所、集合住宅、月極駐車場等)・・・占用面積1㎡あたり年間**1100円**

※占用料金額は令和2年11月現在のもの。

※占用面積の小数点以下の端数は切り上げて計算する。

※毎年1年分の占用料をその年度の4月下旬に請求。ただし、初回許可年度の場合は月割りで計算した占用料を、許可時に請求。

☆具体的な構造・基準など、不明な点は土木管理課管理係までお尋ねください。